

令和2年安曇野市議会 12月定例会 追加提案説明書

## 目次

報告第24号 .....	1
報告第25号 .....	2
報告第26号 .....	3
議案第131号 .....	4

## 報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告についてご説明いたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いします。

## 専決処分書

安曇野市堀金三田 2324 番地 4 先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 11 月 20 日付けであります。

- 1 和解の相手方。 安曇野市内在住者であります。
- 2 事故の概要。 令和 2 年 9 月 18 日、安曇野市堀金三田の市道を公用車が走行中、隣接する民地より後退してきた相手車両と衝突したことによる自動車事故であります。
- 3 和解の内容。 本件事故の原因は、相手運転者の不注意であるが、安曇野市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を 20%とする。

よって、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として、49,374 円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上でございます。

## 報告第 25 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告についてご説明いたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いします。

## 専決処分書

安曇野市牧運動場における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 11 月 30 日付けであります。

- 1 損害賠償の相手方。 牧区（牧区長）であります。
- 2 事故の概要。令和 2 年 7 月 31 日午前 10 時 30 分頃、安曇野市牧運動場において管理を委託している安曇野シルバー人材センター職員が、吸引式集草箱をけん引した乗用草刈り機を移動中、牧区が所有するごみ集積所に接触させた事故であります。
- 3 損害賠償の額。本事故の原因は、安曇野市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を 100%とし、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 135,500 円を支払うものです。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

以上でございます。

## 報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分<sup>1</sup>の報告について（境界確定等請求に係る反訴の提起に関する事）をご説明させていただきます。

本日提出 市長名でございます。

別紙専決処分書をご覧ください。

本件は、安曇野市長を被告として、平成 31 年 2 月 22 日に訴状を受理した「境界確定等請求事件」を本訴としているものでございまして、反訴原告が安曇野市長、反訴被告が安曇野市内在住 1 名と東京都在住 1 名の計 2 名になります。

本訴での安曇野市との争点は、反訴被告の宅地東側に隣接する赤線の境界を争っているものでございます。

この裁判では、11 月までに口頭弁論並びに審理などを 13 回開催してまいりましたが、原告は具体的な境界を立証することなく、無用に裁判が長期化しています。

市としましては、国土調査時の測量による公図を復元した筆界をもって境界とすべきであること。また、市が主張する赤線土地には反訴被告が植樹した樹木が存し、樹木の枝が境界線を越えていることから、赤線本来の通行使用を妨げている状況です。

このことから、伐根・除去等、明渡しとともに、境界線を越えた枝の切除を求め、赤線として本来の通行機能が確保されるよう、当該裁判の早期終結とともに、判決の内容に対する実効性を担保するため、反訴手続きを 11 月 30 日、長野地方裁判所 松本支部に行いましたのでご報告いたします。

## 議案第 131 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明いたします。

### （補正予算の要旨）

今回の補正は、国の予備費を財源とするものでありますが、新型コロナウイルス感染拡大に対する生活支援として、ひとり親世帯に対し、今年度 2 度目となる臨時特別給付金を支給することについて、補正予算を編成するものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

### （提出議案の説明）

令和 2 年度 安曇野市の一般会計補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 574 億 4,600 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款・項別の金額など、2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

本日提出 市長名であります。

### [説明事項]

それでは、2 ページをお願いします。予算額の増減につきまして、第 1 表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

事項別明細書は 10 ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、6,100 万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大への生活支援として実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」に対する国庫補助金の増額であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。  
事項別明細書は12ページからであります。

3款 民生費 2項 児童福祉費は、6,100万円の増額であります。

感染拡大への生活支援として、「児童扶養手当受給世帯等」の「ひとり親世帯」に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を給付する「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」の増額であります。

説明は以上であります。